令和9年度同好会・準同好会の登録について

令和8年 11 月1日

1　同好会登録申請（10人以上の団体）

（1）提出書類　　①令和9年度同好会・準同好会登録申請書　　②会員名簿
（2）提出期限　　令和8年 12 月15日（火）
（3）提出場所　　美浜いきいきプラザ受付
（4）利用決定について
　1月中に決定通知書をお渡しいたします。
　なお、「希望重複による抽選」の場合は、別途お電話にてご連絡いたします。
（5）「希望重複による抽選」について
　①抽選日時　　令和8年12 月 22 日（火）10:30
　②抽選場所　　美浜いきいきプラザ1階ロビー

2　準同好会登録申請（10人未満の団体）

（1）提出書類　　①令和9年度同好会・準同好会登録申請書　　②会員名簿
（2）提出期間　　令和9年 1 月 4 日（月）から 18 日（月）まで
　　※同好会部屋割決定後となります。
（3）提出場所　　美浜いきいきプラザ受付
（4）利用決定について
　2月中旬に決定通知書をお渡しいたします。なお、「希望重複による抽選」の場合は、
　別途お電話にてご連絡いたします。
（5）希望重複による、抽選について
　①抽選日時　　令和9年 1 月 26日（火）10:30
　②抽選場所　　美浜いきいきプラザ1階ロビー

3　お願い

（1）登録書類はホームページ（https://chiba-shakyo.jp/mihama-p/）からダウンロードできます
（2）「同好会・準同好会について（規約等）」をご確認のうえ、ご提出ください。
（3）備品を希望する場合は、予め、登録申請書に記入してください。
（4）年末年始（12月29日～1月3日）は休館です。
（5）講師用の駐車場は、当日空きがある場合に限り貸し出します。満車の場合は、駐車できません。
　駐車可能な時間は、活動開始前 15 分から活動終了後 15 分です。
（6）利用時間の間に30分の入替時間を設けております。活動終了時間15分後までに退出し、次の団体は前の団体の完全退出を待って入室してください。
（7）入館の際は、毎回住所・年齢がわかるもの（マイナンバーカード、免許証など）をご提示ください。なお、これに替わる「いきいきカード」を無料でお作りしています。市外の方は毎回利用料 100 円を徴収します。
（8）その他、ご不明な点・ご質問等ございましたら受付までお問合せ下さい。

同好会・準同好会について（規約等）

令和8年11月1日

1　同好会・準同好会の団体基準について

（同好会）	60歳以上の会員からなる１０人以上の団体
（準同好会）	60歳以上の会員からなる５人以上１０人未満の団体　※登録期間は原則１年
※同好会（準同好会）は自主的に活動する団体です。運営内容等に関してプラザは関与いたしませんが、運営継続等お手伝いできることがあればご相談ください。 ※準同好会の登録認定期間は、原則、最長で当該年度の１年間ですが、継続して会員の勧誘に努め、かつ部屋（日程）に空きがある場合に限り、活動の継続を認めるものとします。但し、年度の途中であっても、他の同好会発足によって、活動希望日程や貸出備品類の使用が重複した場合は、同好会利用を優先とする事項への承諾を条件とします。	

2　部屋の貸し出し内容について

（同好会）	１ヶ月間で隔週の２回まで
（準同好会）	１ヶ月間で隔週の１回まで
※年間スケジュールはプラザが提示いたします。（行事等で使用できない日もあります） ※使用を希望する日の６日前に部屋が空いている場合は、３回以上（準同好会は２回以上）使用することができます。	

3　貸し出し部屋

「研修室１.2」「研修室3」「創作室」「教養娯楽室」「集会室」「分室」
※集会室は、25人以上の団体のみ可能

4　部屋の使用時間枠

（午前）9:30～11:30　／（午後１）12:00～14:00　／（午後２）14:30～16：30
※部屋に入室できるのは、活動開始時刻１５分前からとなります。また、活動終了時刻になりましたら速やかにご退出下さい（トラブルが発生しますので厳守して下さい）。

5　同好会・準同好会の登録について

登録方法	「同好会・準同好会登録申請書」及び「会員名簿」の提出
登録期間	１年間（４月から翌年３月）
申請内容に虚偽が認められた場合・施設利用の遵守事項に違反した場合は、登録を取り消す場合がありますので予めご了承ください。会の代表者の他、必要な役員を決めて運営して下さい。	

6　同好会・準同好会の運営について

(1) １０人以上（準同好会は５人以上）の会員の出席を確保するためにも、中途入会者への対応にはご配慮願います。

(2) 各団体は会員に対し連絡網を作成し、欠席連絡等が会員間で行えるようにして下さい。
※いきいきプラザは緊急対応以外、欠席・遅刻連絡等の仲介は致しません。

7　同好会・準同好会の会員について

(1) 会員は複数の団体に所属できます。但し、同ジャンルの同好会との重複者は５割未満とします。

(2) 会員の入退会・変更があった場合は、その都度新しい会員名簿を提出して下さい。

(3) 市外に住所を持つ会員は利用毎に施設利用料100円を事務室にお支払い下さい。

8　講師について

(1) 1講師が1施設で指導できる同好会数は3団体までです。

(2) 高齢者福祉講座の講師用の駐車場に空きがある場合で、予め当方指定の届出書の提出があった場合に限り同好会講師への駐車場貸し出しを行っています。尚、駐車可能な時間は、活動開始前15分から活動終了後15分の間となります。届出書が必要な場合は決定通知書受け取り時に事務室へお声掛けください。

9　施設の利用について

(1) 入館時には年齢と住所を確認できるものを毎回、受付にご提示下さい。

(2) 使用当日は、来館された時に 「同好会出席簿」 を必ず事務室で受け取り、退館される時に当日の出席者人数（男女、市外）をご記入の上、返却して下さい。

(3) 承認された団体は、年間一括で使用申請書を提出し、以後の申請書の提出を省略することができます（1か月前の毎回申請の省略）。
※但し、承認された活動日以外に使用する場合は、別途使用申請書を提出して下さい。

10　個人情報の取り扱いについて

(1) 同好会登録申請により、ご提出いただきました個人情報は緊急対応（消防・警察・保健所への情報提供）に使用する場合があります。

11　その他

(1) 同好会への部屋貸しは、登録年度のみ有効です。翌年度はプラザ事業（新規福祉講座等）により、同じ時間枠での部屋貸しが出来ない場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 毎年２月に福祉講座・同好会の活動内容を発表・展示する機会としてプラザフェスティバルを開催しています。皆様ご参加下さいますよう、ご協力をお願いします。

(3) コピーは１枚１０円です。各団体でまとめてお持ち下さい（カラーはご相談下さい）。

(4) 使用後は整理整頓をして、移動した備品などは必ず元に戻してください。

(5) 定例使用日に使用しない場合は、必ず前日までにご連絡ください。

(6) ゴミは各自でお持ち帰りください。

(7) お部屋では水分補給以外の飲食はできません。

(8) 備品は大切に使ってください。